

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市寺尾字土橋一三三五番三地 先から同市寺尾字土橋一三一四番 一地先まで	秩父市寺尾字土橋一三三五番三地 先から同市寺尾字土橋一三一四番 一地先まで	区 間
一〇・二〇〇 一三・八〇	五・六〇〇 八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一五六・〇〇		延長 (メートル)
		備 考 道路改良工事による。